

京都市交通局職員安全衛生規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第10号

京都市交通局職員安全衛生規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員安全衛生規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総括安全衛生管理者の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 局総括安全衛生管理者及び事業所総括安全衛生管理者は、それぞれ企画総務部長(以下「<u>企画総務部長</u>」という。)及び当該事業所の長をもって充てる。</p> <p>(安全衛生推進者の設置)</p> <p>第14条 省令第12条の2に規定する事業場に該当する事業所に安全衛生推進者を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第20条 定期健康診断は、職員に対し、次の各号に掲げる項目について、毎年1回(省令第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員にあっては、6月ごとに1回)、定期に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(結核経過健康診断)</p>	<p>(総括安全衛生管理者の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 局総括安全衛生管理者及び事業所総括安全衛生管理者は、それぞれ企画総務部長及び当該事業所の長をもって充てる。</p> <p>(安全衛生推進者の設置)</p> <p>第14条 省令第12条の2に規定する事業場に該当する事業所及び<u>その他必要と認める事業所</u>に安全衛生推進者を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第20条 定期健康診断は、職員に対し、次の各号に掲げる項目について、毎年1回(省令第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する職員にあっては、6月ごとに1回)、定期に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(結核経過健康診断)</p>

<p>第21条 結核経過健康診断は、<u>第17条</u>第1項に規定する健康診断において、結核性呼吸器病の発病のおそれがあると診断された職員若しくは結核性呼吸器病に罹患していると診断された職員又は結核性呼吸器病に罹患した旨の申出を行った職員に対し、<u>省令第46条各号に掲げる項目</u>について、第25条第2項の規定による判定の結果で、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に掲げる期間ごとに1回、定期に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) D2 1年(省令第13条第1項第<u>2号</u>に規定する業務に従事する職員にあっては、6月)</p> <p>(構成)</p> <p>第28条 審査委員会は、委員長、副委員長1人及び職員の分限に関する条例第4条第1項の規定により指定された医師2人以上を含む委員15人以内をもって構成する。</p> <p>(準用)</p> <p>第35条 <u>第30条及び第32条</u>の規定は、局安全衛生委員会及び事業所安全衛生委員会について準用する。</p>	<p>第21条 結核経過健康診断は、<u>第19条</u>第1項に規定する健康診断において、結核性呼吸器病の発病のおそれがあると診断された職員若しくは結核性呼吸器病に罹患していると診断された職員又は結核性呼吸器病に罹患した旨の申出を行った職員に対し、<u>直接撮影による胸部エックス線検査</u>について、第25条第2項の規定による判定の結果で、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に掲げる期間ごとに1回、定期に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) D2 1年(省令第13条第1項第<u>3号</u>に規定する業務に従事する職員にあっては、6月)</p> <p>(構成)</p> <p>第28条 審査委員会は、委員長、副委員長1人及び<u>京都市職員</u>の分限に関する条例第4条第1項の規定により指定された医師2人以上を含む委員15人以内をもって構成する。</p> <p>(準用)</p> <p>第35条 第32条の規定は、局安全衛生委員会及び事業所安全衛生委員会について準用する。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)